

「健やか親子21」の概要について

1 計画の趣旨

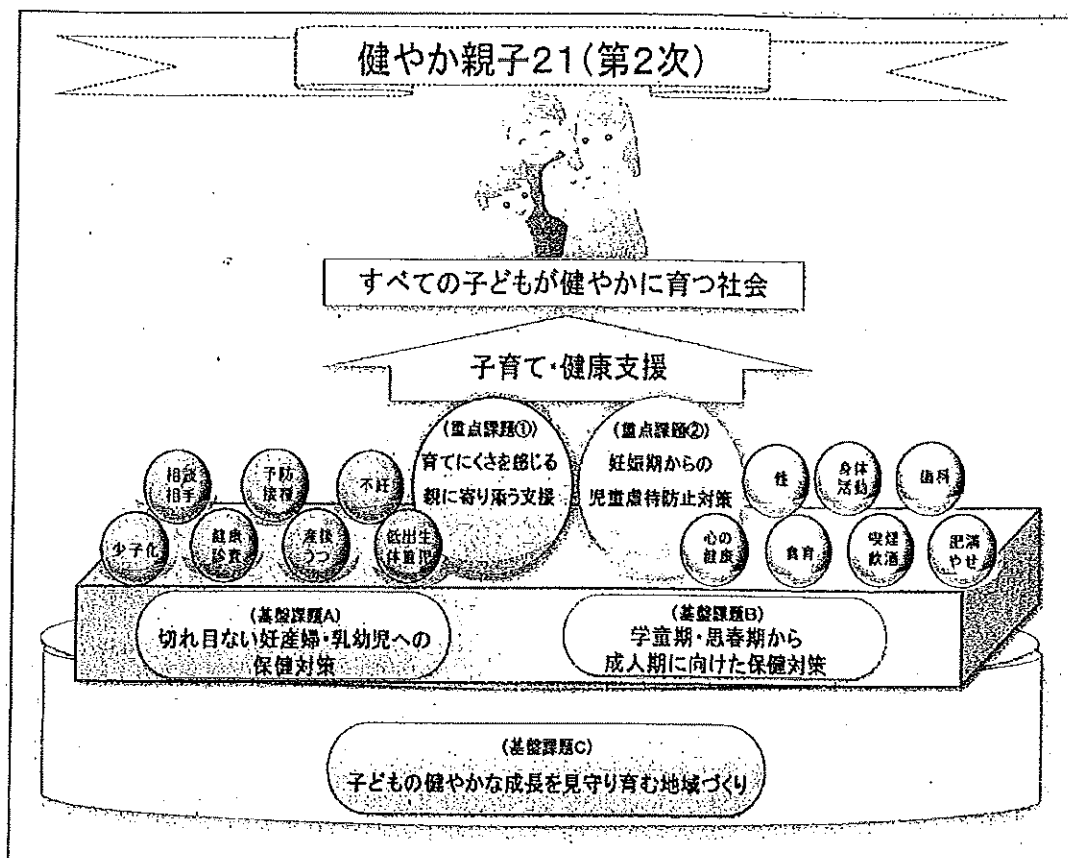
「健やか親子21」は平成13年度に策定された国の計画であり、21世紀の母子保健の取り組みの方向性や目標及び指標を示し、その達成に取り組む国民運動計画です。

本市における「加古川市健やか親子21」(第1次)は、国の計画に対する地方計画として、平成15年3月に策定した「ウェルネスプランかこがわ」のなかに盛り込んでいました。

平成26年11月に国から第2次計画の目標、指標等が示されたことから、すべての子どもが健やかな生活を送ることを目的として、今後10年間の母子保健の取り組みの方向性を定めた「加古川市健やか親子21(第2次)」を平成27年度中に策定します。(計画期間は、平成28年度から平成37年度です。)

加古川市総合基本計画を上位計画とし、「ウェルネスプランかこがわー第2次健康増進計画・食育計画ー」など他の計画と整合を図りながら策定します。

2 健やか親子21(第2次)イメージ図



指標及び目標の一覧

(国の指標)

指標名		ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標	ベースライン調査	今後の調査
基礎課題A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	1	妊産婦死亡率 4.0(出産10万対) (平成24年)	減少	2.8	○人口動態統計	○人口動態統計
	2	全出生数中の低出生体重児の割合 ・低出生体重児 9.6% ・極低出生体重児 0.8% (平成24年)	減少	減少	○人口動態統計	○人口動態統計
	3	妊娠・出産について満足している者の割合 63.7% (平成25年度)	70.0%	85.0%	○平成25年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
	4	むし歯のない3歳児の割合 81.0% (平成24年度)	85.0%	90.0%	○母子保健課調査(3歳児歯科健康診査実施状況)	○地域保健・健康増進事業報告
	5	妊娠中の妊婦の喫煙率 3.8% (平成25年度)	0%	0%	○平成25年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
	6	育児期間中の両親の喫煙率 ・父親 41.5% (平成25年度) ・母親 8.1% (平成25年度)	30.0%	20.0%	○平成25年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
			6.0%	4.0%		
	7	妊娠中の妊婦の飲酒率 4.3% (平成25年度)	0%	0%	○平成25年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
	8	乳幼児健康診査の受診率(重点課題②再掲) (未受診率) ・3～5か月児:4.6% ・1歳6か月児:5.6% ・3歳児:8.1% (平成23年度)	(未受診率) ・3～5か月児:3.0% ・1歳6か月児:4.0% ・3歳児:6.0%	(未受診率) ・3～5か月児:2.0% ・1歳6か月児:3.0% ・3歳児:5.0%	○地域保健・健康増進事業報告	○地域保健・健康増進事業報告
	9	小児救急電話相談(※8000)を知っている親の割合 61.2% (平成26年度)	75.0%	90.0%	○平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
	10	子どものかかりつけ医(医師・歯科医師など)を持つ親の割合 ＜医師＞ ・3・4か月児 71.8% ・3歳児 85.6% (平成26年度) ＜歯科医師＞ 3歳児 40.9% (平成26年度)	・3・4か月児 80.0% ・3歳児 90.0%	・3・4か月児 85.0% ・3歳児 95.0%	○平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
			3歳児 45.0%	3歳児 50.0%		
	11	仕上げ磨きをする親の割合 69.6% (平成26年度)	75.0%	80.0%	○平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
【環境整備の指標】	12	妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合(重点課題②再掲) 92.8% (平成25年度)	100%	—	○母子保健課調査	○母子保健課調査
	13	妊娠中の保健指導(母親学校や両親学校を含む)において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市区町村の割合 43.0% (平成25年度) (参考)50.2% (平成25年度)	75.0%	100%	○母子保健課調査 (参考) 平成25年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査

指標名			ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標	ベースライン調査	今後の調査
【環境整備の指標】	14	産後1か月でEPDS9点以上を示した人へのフォロー体制がある市区町村の割合	11.5% (平成25年度)	50.0%	100%	○母子保健課調査	○母子保健課調査
	15	・ハイリスク児に対し保健師等が退院後早期に訪問する体制がある市区町村の割合 ・市町村のハイリスク児の早期訪問体制構築等に対する支援をしている県型保健所の割合	・市区町村 24.9% ・県型保健所 81.9% (平成25年度)	・市区町村 50.0% ・県型保健所 90.0%	・市区町村 100% ・県型保健所 100%	○母子保健課調査	○母子保健課調査
	16	・乳幼児健康診査事業を評価する体制がある市区町村の割合 ・市町村の乳幼児健康診査事業の評価体制構築への支援をしている県型保健所の割合	・市区町村 25.1% ・県型保健所 39.2% (平成25年度)	・市区町村 50.0% ・県型保健所 80.0%	・市区町村 100% ・県型保健所 100%	○母子保健課調査	○母子保健課調査
	参1	周産期死亡率	出産千対 4.0 出生千対 2.7 (平成24年)	—	—	○人口動態統計	○人口動態統計
	参2	新生児死亡率、乳児(1歳未満)死亡率(出生千対)	・新生児死亡率 1.0 ・乳児(1歳未満)死亡率 2.2 (平成24年)	—	—	○人口動態統計	○人口動態統計
	参3	幼児(1～4歳)死亡率(人口10万対)	20.9 (平成24年)	—	—	○人口動態統計	○人口動態統計
	参4	乳児のSIDS死亡率(出生10万対)	13.9 (平成24年)	—	—	○人口動態統計	○人口動態統計
	参5	正期産児に占める低出生体重児の割合	・低出生体重児 6.0% ・極低出生体重児 0.0093% (平成24年)	—	—	○人口動態統計	○人口動態統計
	参6	妊娠11週以下での妊娠の届出率	90.8% (平成24年度)	—	—	○地域保健・健康増進事業報告	○地域保健・健康増進事業報告
	参7	出産後1か月時の母乳育児の割合	47.5% (平成25年度) (参考)51.6% (平成22年)	—	—	○平成25年度厚生労働科学研究(山縣班) (参考) ○乳幼児身体発育調査	○母子保健課調査 (参考) ○乳幼児身体発育調査
	参8	産後1か月でEPDS9点以上の術婦の割合	8.4% (平成25年度)	—	—	○母子保健課調査	○母子保健課調査
	参9	1歳までにBCG接種を終了している者の割合	92.9% (平成24年度)	—	—	○定期の予防接種実施者数(実施率は地域保健統計をもとに健康局結核感染症課で算出)	○定期の予防接種実施者数(実施率は地域保健統計をもとに健康局結核感染症課で算出)
【参考とする指標】	参10	1歳6か月までに四種混合・麻しん・風しんの予防接種を終了している者の割合	・三種混合 94.7% ・麻しん 87.1% (平成25年度) (参考) ・三種混合 95.3% ・ポリオ 95.6% ・麻しん 89.3% ・風しん 85.7% (平成22年)	—	—	○平成25年度厚生労働科学研究(山縣班) (参考) ○幼児健康度調査	○母子保健課調査 (参考) ○幼児健康度調査
	参11	不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成件数	134,943件 (平成24年度)	—	—	○母子保健課調査	○母子保健課調査
	参12	災害などの突発事象が発生したときに、妊産婦の受入体制について検討している都道府県の割合	23.4% (平成25年度)	—	—	○母子保健課調査	○母子保健課調査

指標名		ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標	ベースライン調査	今後の調査	
基礎課題B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	【健康水準の指標】	1 十代の自殺死亡率	・10～14歳 1.3(男 1.8/女0.7) ・15～19歳 8.5(男 11.3/女5.6) (平成24年)	・10～14歳 減少 ・15～19歳 減少	・10～14歳 減少 ・15～19歳 減少	○人口動態統計	○人口動態統計
		2 十代の人工妊娠中絶率	7.1 (平成23年度)	6.5	6.0	○衛生行政報告例	○衛生行政報告例
		3 十代の性感染症罹患率	定点1カ所あたりの報告数 ・性器クラミジア 2.92 ・淋菌感染症 0.82 ・尖圭コンジローマ 0.33 ・性器ヘルペス 0.35 (平成24年)	減少	減少	○感染症発生動向調査	○感染症発生動向調査
		4 児童・生徒における瘦身傾向児の割合	2.0% (平成25年度)	1.5%	1.0%	○学校保健統計調査	○学校保健統計調査
		5 児童・生徒における肥満傾向児の割合	9.5% (平成25年度)	8.0%	7.0%	○学校保健統計調査	○学校保健統計調査
		6 歯肉に炎症がある十代の割合	25.7% (平成23年)	22.9%	20.0%	○歯科疾患実態調査	○歯科疾患実態調査(次回調査: 平成28年予定)
	【健康行動の指標】	7 十代の喫煙率	中学1年 男子 1.6% 女子 0.9% 高校3年 男子 8.6% 女子 3.8% (平成22年度)	中学1年 男子・女子 0% 高校3年 男子・女子 0%	中学1年 男子・女子 0% 高校3年 男子・女子 0%	○平成22年度厚生労働科学研究 (大井田班)	○厚生労働科学研究
		8 十代の飲酒率	中学3年 男子 8.0% 女子 9.1% 高校3年 男子 21.0% 女子 18.5% (平成22年度)	中学3年 男子・女子 0% 高校3年 男子・女子 0%	中学3年 男子・女子 0% 高校3年 男子・女子 0%	○平成22年度厚生労働科学研究 (大井田班)	○厚生労働科学研究
		9 朝食を欠食する子どもの割合	・小学5年生 9.5% ・中学2年生 13.4% (平成22年度)	・小学5年生 5.0% ・中学2年生 7.0%	中間評価時に設定	○児童生徒の食事状況等調査 (独立行政法人日本スポーツ振興センター)	○児童生徒の食生活実態調査
	【環境整備の指標】	10 学校保健委員会を開催している小学校、中学校、高等学校の割合	(参考) 85.1% (平成24年)	・小学校・中学校 % ・高等学校 %	・小学校・中学校 % ・高等学校 %	○文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課調べ	○文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課調べ
		11 地域と学校が連携した健康等に関する講習会の開催状況	53.6% (平成25年度)	80.0%	100%	○母子保健課調査	○母子保健課調査

指標名		ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標	ベースライン調査	今後の調査
基盤課題B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	※1	スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合 ・小学校 37.6% ・中学校 82.4% ・その他 1,534箇所 (平成24年度)	—	—	○文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ	○文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
	※2	スクールソーシャルワーカーの配置状況 784人 (平成24年度)	—	—	○文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ	○文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
	※3	思春期保健対策に取り組んでいる地方公共団体の割合 ・自殺防止対策 19.1% ・性に関する指導 41.1% ・肥満及びやせ対策 17.9% ・薬物乱用防止対策 24.6% (喫煙、飲酒を含む) ・食育 48.0% (平成26年度)	—	—	○母子保健課調査	○母子保健課調査
	※4	家族など誰かと食事をする子どもの割合 ・小学校5年生 朝食 84.0%・夕食 97.7% ・中学校2年生 朝食 64.6%・夕食 93.7% (平成22年度)	—	—	○児童生徒の食事状況等調査	○児童生徒の食事状況等調査 (参考) ○平成27年度乳幼児栄養調査

指標名		ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標	ベースライン調査	今後の調査	
基盤課題C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	【健康水準の指標】						
	1	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	91.1% (平成26年度)	93.0%	95.0%	○平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
	2	妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合	91.0% (平成26年度)	93.0%	95.0%	○平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
	【健康行動の指標】						
	3	マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合	52.3% (平成25年度)	60.0%	70.0%	○平成25年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
	4	マタニティマークを知っている国民の割合	45.6% (平成26年度)	50.0%	55.0%	○母子保健に関する世論調査	調査方法は、今後検討。
	5	積極的に育児をしている父親の割合	47.2% (平成25年度)	50.0%	55.0%	○平成25年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
	6	・乳幼児健康診査の未受診者の全数の状況を把握する体制がある市区町村の割合 ・市町村の乳幼児健康診査の未受診者把握への取組に対する支援をしている県型保健所の割合	・市区町村 98.7% ・県型保健所 33.8% (平成25年度)	・市区町村 99.0% ・県型保健所 50.0%	・市区町村 100% ・県型保健所 100%	○母子保健課調査	○母子保健課調査
	7	育児不安の親のグループ活動を支援する体制がある市区町村の割合	28.9% (平成25年度)	50.0%	100%	○母子保健課調査	○母子保健課調査
	8	母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上に取り組んでいる地方公共団体の割合	・市区町村 97.9% ・県型保健所 95.1% (平成25年度)	・市区町村 100% ・県型保健所 97.0%	・市区町村 100% ・県型保健所 100%	○母子保健課調査	○母子保健課調査
	【環境整備の指標】						
	●1	個人の希望する子ども数、個人の希望する子ども数と出生子ども数の差	・平均理想子ども数 2.42 ・平均理想子ども数(2.42)と平均出生子ども数(1.71)の差 0.71 (平成22年)	—	—	○出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査(国立社会保障・人口問題研究所))	○出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査(国立社会保障・人口問題研究所))
	●2	不慮の事故による死亡率(人口10万対)	0～19歳 3.4 ・0歳 9.0 ・1～4歳 2.9 ・5～9歳 1.9 ・10～14歳 1.6 ・15～19歳 5.7 (平成24年)	—	—	○人口動態統計	○人口動態統計
【参考とする指標】							
●3	事故防止対策を実施している市区町村の割合	56.8% (平成25年度)	—	—	○母子保健課調査	○母子保健課調査	
●4	乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合	38.2% (平成25年度)	—	—	○平成25年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査	
●5	父親の育児休業取得割合	1.89% (平成24年度)	—	—	○雇用均等基本調査	○雇用均等基本調査	

指標名			ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標	ベースライン調査	今後の調査
重点課題① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援	【健康水準の指標】	1	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合 ・3・4か月児 79.7% ・1歳6か月児 68.5% ・3歳児 60.3% (平成25年度)	・3・4か月児 81.0% ・1歳6か月児 70.0% ・3歳児 62.0%	・3・4か月児 83.0% ・1歳6か月児 71.5% ・3歳児 64.0%	○平成25年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
		2	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 83.4% (平成26年度)	90.0%	95.0%	○平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
	【健康行動の指標】	3	子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合 83.3% (平成26年度)	90.0%	95.0%	○平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
		4	発達障害を知っている国民の割合 67.2% (平成26年度)	80.0%	90.0%	○母子保健に関する世論調査	調査方法は、今後検討。
	【環境整備の指標】	5	・発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制がある市区町村の割合 ・市区町村における発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制整備への支援をしている県型保健所の割合 ・市区町村 85.9% ・県型保健所 66.5% (平成25年度)	・市区町村 90.0% ・県型保健所 80.0%	・市区町村 100% ・県型保健所 100%	○母子保健課調査	○母子保健課調査
		参1	小児人口に対する親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の割合(小児人口10万対) 6.2 (参考) 1,013名 (平成24年度)	—	—	○(一社)日本小児科医会調べ	○(一社)日本小児科医会調べ
	【参考とする指標】	参2	小児人口に対する児童精神科医師の割合(小児人口10万対) 11.9 (平成25年)	—	—	○日本児童青年精神医学会調べ(平成25年4月1日時点)	○日本児童青年精神医学会調べ
		参3	情緒障害児短期治療施設の施設数 30道府県 38施設 (平成24年)	—	—	○雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ(平成24年10月1日時点)	○雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
		参4	就学前の障害児に対する通所支援の利用者数 37,505名 (平成25年)	—	—	○社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ(平成25年12月1日時点)	○社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ
		参5	障害児支援を主要な課題とする協議体を設置している市区町村数 421 (平成25年)	—	—	○社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ(平成25年4月時点)	○社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ

指標名		ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標	ベースライン調査	今後の調査
重点課題② 妊娠期からの児童虐待防止対策	【健康水準の指標】					
	1 児童虐待による死亡数	・心中以外 58人 ・心中 41人 (平成23年度)	それぞれが減少	それぞれが減少	○「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の報告書	○「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の報告書
	2 子どもを虐待していると思われる親の割合	(参考) ・3・4か月児 0.8% ・1歳6か月児 2.2% ・3歳児 4.4% (平成26年度) ※調査方法の変更に伴い、中間評価時に改めて設定。	—	—	○平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
	【健康行動の指標】					
	3 乳幼児健康診査の受診率(基盤課題A再掲)	(未受診率) ・3～5か月児 4.6% ・1歳6か月児 5.6% ・3歳児 8.1% (平成23年度)	(未受診率) ・3～5か月児:3.0% ・1歳6か月児:4.0% ・3歳児 :6.0%	(未受診率) ・3～5か月児:2.0% ・1歳6か月児:3.0% ・3歳児 :5.0%	○地域保健・健康増進事業報告	○地域保健・健康増進事業報告
	4 児童虐待防止法で国民に求められた児童虐待の通告義務を知っている国民の割合	61.7% (平成26年度)	80.0%	90.0%	○母子保健に関する世論調査	調査方法は、今後検討。
	6 乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合	94.3% (平成26年度)	100%	—	○平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
	8 妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合(基盤課題A再掲)	92.8% (平成25年度)	100%	—	○母子保健課調査	○母子保健課調査
	7 対象家庭全てに対し、乳児家庭全戸訪問事業を実施している市区町村の割合	— (平成26年度に調査予定)	ベースライン調査後に設定	ベースライン調査後に設定	○雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べ	○子どもを見守る地域ネットワーク等調査(政府統計)総務省調べ ※市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査は、5年に1回の調査予定(次回は平成30年度に実施予定)。 ※各年度ごとには、雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べで調査。
	8 養育支援が必要と認めた全ての家庭に対し、養育支援訪問事業を実施している市区町村の割合	— (平成26年度に調査予定)	ベースライン調査後に設定	ベースライン調査後に設定	○雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べ	○子どもを見守る地域ネットワーク等調査(政府統計)総務省調べ ※市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査は、5年に1回の調査予定(次回は平成30年度に実施予定)。 ※各年度ごとには、雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べで調査。
	9 特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な額に対して、グループ活動等による支援(市町村への支援も含む)をする体制がある県型保健所の割合	30.3% (平成25年度)	70.0%	100%	○母子保健課調査	○母子保健課調査
	10 要保護児童対策地域協議会の実務者会議、若しくはケース検討会議に、産婦人科医療機関の関係職種(産婦人科医又は看護師や助産師)が参画している市区町村の割合	— (平成26年度に調査予定)	ベースライン調査後に設定	ベースライン調査後に設定	○雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べ	○子どもを見守る地域ネットワーク等調査(政府統計)総務省調べ ※市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査は、5年に1回の調査予定(次回は平成30年度に実施予定)。 ※各年度ごとには、雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べで調査。
11 関係団体の協力を得て、児童虐待に関する広報・啓発活動を実施している地方公共団体の割合	54.9% (平成25年度)	80.0%	100%	○母子保健課調査	○母子保健課調査	
12 児童虐待に対応する体制を整えている医療機関の数	(参考)572か所 (平成25年度)	三次と二次救急医療機関の50%	全ての三次と二次救急医療機関数	○母子保健課調査	○母子保健課調査	

指標名			ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標	ベースライン調査	今後の調査
重点課題の達成状況 児童虐待防止対策	【参考とする指標】 ①	児童相談所における児童虐待相談の対応件数	66,701件 (平成24年度)	—	—	○福祉行政報告例	○福祉行政報告例
	②	市町村における児童虐待相談の対応件数	73,200件 (平成24年度)	—	—	○福祉行政報告例	○福祉行政報告例